

イベント情報

悪質商法パネル展

日時 令和元年10月1日(火)～4日(金)
午前8時半～午後5時 ※4日(金)は午後1時まで
会場 市役所1階市民談話室

10月の東京都消費者月間に合わせ、悪質商法の様々な手口を紹介します。

府中市農業まつり

日時 令和元年11月16日(土)～17日(日)
午前9時～午後3時
会場 郷土の森博物館

府中産の野菜の直売や楽しい参加型ゲーム等を予定しています。

楽しく知ろう!消費生活2019

日時 令和元年11月29日(金)～30日(土)
午前10時～午後8時 ※30日(土)は午後4時まで
会場 ル・シーニュ2階 GIG COURT(展示スペース)

消費生活の各種情報提供や試供品の配布などを予定しています。

出前講座

消費生活相談員が自治会や学校、自主グループなどの集まりに出向いて、悪質商法や契約のトラブル事例、被害を防ぐポイントなどを分かりやすくお話しします。様々な集まりの際にご利用ください。

対象:原則として市内に在住、在勤、在学している団体・グループなど
日時:原則として平日の午前9時から午後4時までの2時間以内
費用:無料
会場:主催団体でご用意ください
申込み:開催予定日の20日前までに受講申込書及び事前アンケートを文化生涯学習課生涯学習係へご提出ください。(FAX可)

ふちゅうカレッジ出前講座問合せ先
TEL 042-335-4394 FAX 042-365-3593

消費生活センター 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始が
お休みとなっています。

☆9月3日(火)
11月1日(金)

2019年9月							2019年10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31				

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回
発行し、市の施設や関係機関等で配布
しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活センター
TEL 042-360-3316
FAX 042-351-4605
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

■は休館日となります。

府中市

消費生活だより

No.38 令和元年9月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課
消費生活センター
〒183-0023 府中市宮町1-100
Tel.042(360)3316

キャッシュレス決済の上手な利用法

～クレジットカード、電子マネー、スマホ決済とは?～

キャッシュレス決済とは、現金を使わずに買い物などの決済をすることです。最近では、従来からあるクレジットカードや電子マネーに加えて、スマートフォン(以下スマホといいます)を使った決済サービスも多数登場しています。



国では、キャッシュレス決済の普及により東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて海外からの観光客などの利便性の向上を進めるとともに、本年

10月の消費税改定後に実施する消費者還元事業の中で、キャッシュレス決済によるポイント還元などを行うこととしています。

このように、今話題となっているキャッシュレス決済について、安全かつ上手な利用法を紹介します。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

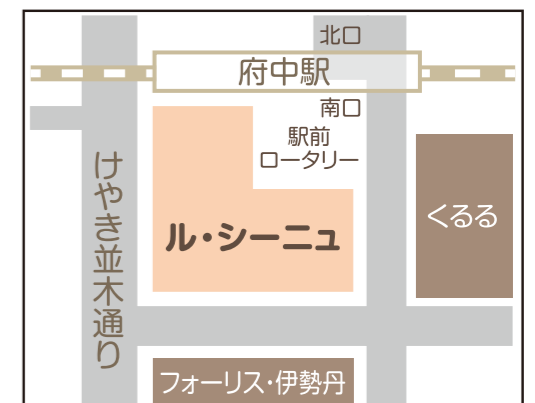
府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)
午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

相談方法 電話、または来所



◎キャッシュレス決済の長所と短所

キャッシュレス決済は「現金を持たなくてもよい」「お釣りもないので支払いがスムーズ」「ポイントが付与される」などの長所がある一方、「お金を使う実感がないため使いすぎるおそれがある」「紛失や盗難の場合に手続きが必要となる」「仕組みが複雑でわかりにくい」などの短所があります。



自分に合った支払方法なのかを、よく確認しましょう。

◎キャッシュレス決済の種類

キャッシュレス決済と一言でいっても多種・多様な形態がありますので、ここでは主なものを見ていきます。ただし、特定のキャッシュレス決済サービスを推奨するものではありません。

①クレジットカード



- ・クレジットカードにカードの発行を申し込んだ後、審査を通るとカードが発行される
- ・店舗などでカードを提示し、有効期限や利用可能枠の範囲で買い物をする
- ・代金をクレジット会社が立て替えて支払い、後日、消費者がクレジット会社に支払う
- ・支払方法は後払いで、翌月一括払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボルビング払いがある

アドバイス

☆不正利用に注意!

- ・カードは絶対に他人に貸さないようにするとともに、暗証番号を適切に管理しましょう
- ・明細を必ず確認し、不審な請求がある場合はクレジット会社に連絡しましょう

☆使い過ぎに注意!

- ・現金なしで買い物ができポイントの付与もありますが、不要なものまで買わないようにしましょう
- ・分割払い、リボルビング払いには手数料がかかりますので、必ず確認しましょう

②電子マネー

(1) IC型 (Suica、PASMO、nanacoなど)



- ・審査は不要で、あらかじめカードなどに入金(チャージ)し、買い物時に端末に読み込ませて決済する
- ・入金(チャージ)すれば繰り返し使える
- ・現金やクレジットカードで入金(チャージ)する

アドバイス

☆詐欺に注意!

- ・サーバー型のカードはコンビニなどで簡単に購入できるため、購入を指示したうえでシリアルコードを聞き出し、金銭をだまし取る詐欺が多発しています。シリアルコードは絶対に他人に伝えないようにしましょう

(2) 磁気型 (QUOカード、図書カードなど)



- ・券面の金額の範囲内で使える
- ・一般的にプリペイドカードといわれる

(3) サーバー型 (Amazonギフトなど)



- ・カードが発行されるものと、カードは発行されずシリアルコードで決済するものがある
- ・コンビニなどで専用のカード(スクラッチカード)を購入、または、インターネットからシリアルコードを購入する
- ・スクラッチカードは、硬貨などで削るとシリアルコードが見られる
- ・シリアルコードによりインターネット上で金額などが管理される

③スマホ決済

- ・スマホに決済アプリケーション(以下アプリといいます)を入れ、アプリ上で決済をする
- ・現金チャージのほか、アプリに銀行口座やクレジットカードを登録して支払う



(1) タッチ決済(おサイフケータイなど)

- ・対応していないスマホもある
- ・専用リーダーのある店舗で使える

(2) QR・バーコード決済(LINE Pay、Pay Payなど)

- ・消費者がスマホに表示したQR・バーコードを店舗側が読み取る方式と、店舗側に表示されたQR・バーコードを消費者がスマホで読み取る方式がある

アドバイス

☆紛失に注意!

- ・決済アプリを入れたスマホを紛失した時は、携帯電話会社だけでなく、アプリの運営会社にも連絡しましょう

◎利用にあたっての注意点

- ・利用する前に、規約などをよく確認しましょう。
- ・領収書やレシートを受け取り、残高などの状況も確認しましょう。
- ・紛失・盗難時の連絡先や補償などを確認しておきましょう。
- ・スマホやパソコンのセキュリティ対策をしておきましょう。

